

## 議員公用車の見直しについて（案）

### 1 実施内容

(1) 正副議長車以外の会派幹事長車、会派優先車を廃止し、雇上車を原則廃止、共用車については台数を大幅に削減する。（ただし、常任委員会委員長及び会派幹事長の優先使用は認める。）

(2) 今後 3 か年で正副議長車を除く車両台数を段階的に 7 割（20 台⇒7 台）削減する。

（※削減予定数）平成 29 年 12 月 5 台  
平成 30 年 7 月 3 台  
平成 31 年 5 月 5 台

(3) 公務の範囲を見直し、使用要領における公務の例示⑤、⑪を削除する。  
また、「⑩東京都の事業に関して執行機関及び関係機関と協議を行う場合」については、都議会議事堂を起点・帰着として使用し、協議相手が明らかにできる場合に限り使用できる旨、明記する。

（※公務の例示）

⑤各会派間等で都議会の全般的運営にかかる事項を協議するため参集する場合

⑪その他議会活動の上で必要とされる場合

(4) 使用状況を定期的にホームページ上に掲載する等、透明性の確保を図る。

(5) 会派の配車責任者は、公用車の使用状況の把握を徹底するとともに運用について更なる適正化を図る。

### 2 実施時期

平成 30 年 1 月から順次実施。